

江戸川区結婚パスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新婚夫婦等へ祝意を表すとともに、江戸川区(以下「区」という。)の魅力を発信し、定住促進及び少子化対策の一助とすることを目的として実施する江戸川区結婚パスポート事業(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(優遇利用施設)

第2条 結婚パスポート及び優遇利用券(以下「結婚パスポート等」という。)が利用可能な施設(以下「優遇利用施設」という。)は、産業経済部長が別に定める。

(交付対象者)

第3条 結婚パスポート等の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次条に規定する申請時において、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和6年1月1日(以下「基準日」という。)以降に婚姻届を提出し、受理された者であって、婚姻関係が継続しているもの

イ 基準日以降に地方公共団体のパートナーシップ宣誓制度により、同性パートナーシップ関係に関する証明書等(以下「パートナーシップ証明書等」という。)の発行を受けた者であって、同性パートナーシップ関係が継続しているもの

ウ 基準日以降に事実上の結婚生活(以下「事実婚」という。)を送っている者として江戸川区長(以下「区長」という。)が認めた者

本人及びその配偶者(同性パートナーシップ関係の相手方及び事実婚の相手方を含む。以下同じ。)が区の住民基本台帳に記録されていること。ただし、婚姻の日、パートナーシップ証明書等の発行を受けた日又は事実婚が生じた日として区長が認めた日のいずれか遅い日(以下「婚姻日等」という。)から1年を経過する日の翌日以後に記録された場合を除く。

婚姻日等から1年を経過していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特別な配慮を要する者として認めた者を交付対象者とすることができる。

3 同一の配偶者との婚姻、同性パートナーシップ関係又は事実婚による結婚パスポート等の交付は1回に限るものとする。

(結婚パスポート等の交付申請等)

第4条 結婚パスポート等の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、江戸川区結婚パスポート等交付申請書(兼再交付申請書)に必要な事項を記入の上、次に掲げる書類等を添付して区に申請しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は、同性パートナーシップ関係にある者に限る。

本人及びその配偶者の本人確認書類の写し

パートナーシップ証明書等の写し

2 申請者が、電子情報処理組織(区の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して申請したときは、前項の規定による申請がされた

ものとみなす。

(結婚パスポート等の交付及び有効期限)

第5条 区は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対して結婚パスポート等を交付する。

2 結婚パスポート等の有効期限は、結婚パスポート等を送付した日から1年を経過した日が属する月の翌月末日までとする。

(結婚パスポート等の利用)

第6条 結婚パスポート等の交付を受けた者及びその配偶者(以下「利用者」という。)が優遇利用施設で利用料の免除又は減額を受けようとするときは、優遇利用施設に対し、結婚パスポートを提示し、かつ、優遇利用券を提出しなければならない。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 結婚パスポート等を利用できる者は、利用者に限るものとする。

3 利用者は、結婚パスポート等を第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 利用者は、第3条第1項第1号及び第2号に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったときは、結婚パスポート等を利用してはならない。

(結婚パスポート等の取消し)

第7条 区は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、結婚パスポート等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第3条第1項第1号及び第2号に規定する交付対象者の要件を満たさなくなったとき。

虚偽の申請により、結婚パスポート等の交付決定を受けたと認めるとき。

(結婚パスポート等の返還)

第8条 前条の規定により結婚パスポート等の交付決定の全部又は一部を取り消された利用者は、結婚パスポート等を区へ返還しなければならない。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利用者が結婚パスポート等による利用料の免除又は減額を受けているときは、当該免除又は減額を受けた額を区へ返還しなければならない。

(様式)

第9条 本事業の実施のために必要な様式は、産業経済部長が別に定める。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施のために必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。